

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯事務局規程

(趣旨)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の事務局の組織及び分掌事務等に関し、必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局に総務企画部と事業推進部を置く。

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 課長
- (3) 主任
- (4) 主事

2 理事長は、前項以外の職制を理事会の承認を得て定めることができる

3 定款第47条第3項の管理監督の職にあたる職員は、部長及び課長とする。

4 部長及び課長は、業務執行理事を兼ねることができる。

5 理事長は、この法人の目的を達成するため、次の職員を置き、分掌事務は、概ね次のとおりとする。

(1) 市場戦略責任者

市場及び顧客の調査に関する統括

各種統計の収集及び分析に関する統括

事業戦略の策定及び実行に関する統括

(2) 財務責任者

健全な運営収支の確保に関する統括

安定的な運営資金の確保に関する統括

6 前項の職員は、業務執行理事又は管理監督の職にあたる職員が兼ねることとする。

(職責)

第4条 部長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、担当事務を掌理する。

2 課長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所属する課の担当事務を掌理する。

3 主任は、上司の命を受け、事務に従事するとともに、所属する班の担当事務を掌理する。

4 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(分掌事務)

第5条 事務局の各部分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

総務課

(1) 法人及び事務局の庶務に関すること

- (2) 法人の諸規程に関する事
- (3) 文書及び印章に関する事
- (4) 法人の財務に関する事
- (5) 法人の広報に関する事
- (6) 事務局職員の人事及び給与に関する事
- (7) 他の部及び課の分掌に属さない事
- (8) その他事務局の運営に関する事

#### 経営企画課

- (1) 中期経営戦略に関する事
- (2) 観光地域づくり法人の登録申請に関する事
- (3) 資料、統計等の収集及び分析等に関する事
- (4) 新規事業の調査検討に関する事
- (5) 公益法人の検討に関する事
- (6) 公共施設の管理運営受託に関する事
- (7) 他の部及び課の分掌に属さない事

#### 事業推進部

##### まちづくり推進課

- (1) 空き店舗等を活用した産業創出に関する事
- (2) 創業支援に関する事
- (3) 食のまちづくり推進に関する事
- (4) 移住相談に関する事
- (5) まちづくり情報の発信に関する事

##### 観光推進課

- (1) 誘客に関する事
- (2) 旅行商品の企画開発及び販売に関する事
- (3) 観光情報の発信に関する事
- (4) 観光案内（観光案内所、観光交流館）に関する事

##### 地域ブランド推進課

- (1) 地域商社（さいき本舗城下堂）事業に関する事
- (2) 地域商品の企画開発及び販売に関する事

(その他)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

#### 附 則

1 この規程は、令和6年2月19日から施行する。

(施行期日)

2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(組織改正により改正する規程)

3 令和8年4月1日付け組織改正に即して、次の規程の一部を改正する。

印章規程